最終更新日：2016年6月23日
株式会社駅探
代表取締役社長　中村　太郎
問合せ先：当社コーポレート部 03-6367-5951
証券コード：3646
http://ekitan.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、全社への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社CEホールディングス	1,700,000	24.68
インクリメント・ピー株式会社	588,000	8.54
神原　伸夫	564,000	8.19
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	543,000	7.88
株式会社SBI証券	91,400	1.33
太田　和幸	52,900	0.77
松井　榮藏	50,000	0.73
楽天証券株式会社	46,200	0.67
松岡　真二郎	40,000	0.58
辻　俊文	34,000	0.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

株式会社CEホールディングス（以下「CEHD」という。）は、2016年３月31日現在で当社議決権の31.72%を所有する当社の関係会社（その他の関係会社）に該当し、当社は同社の持分法適用会社であります。

なお、上記【大株主の状況】は、2016年３月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
当社は、自己株式1,527,516株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤塚 彰	他の会社の出身者							○	○			
杉本 惠昭	他の会社の出身者							○	○			
松木 大輔	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤塚 彰		――	CEHDとの業務提携を深めるためであります。同氏は、当社の主要株主であり、筆頭株主であるCEHDの取締役会長であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しますが、監督機関に求められる実効性や専門性等の要素を考慮し、社外取締役として適当であると判断しております。
杉本 惠昭		――	CEHDとの業務提携を深めるためであります。同氏は、当社の主要株主であり、筆頭株主であるCEHDの代表取締役社長であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当しますが、監督機関に求められる実効性や専門性等の要素を考慮し、社外取締役として適当であると判断しております。

松木 大輔	○	―――	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地ならびに、より独立した立場から経営に助言いただくためであります。当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、職務を適切に遂行できると判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況について、会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しており、監査役との定期的な情報交換を行い、常に正確な経営情報を共有するとともに、公正不偏な監査ができる環境を整備しております。
監査役と内部監査の連携状況については、内部監査と同質化しない限度において内部監査室長と協力して共同監査を行うほか、年間監査計画を相互に聴取し、定期的な情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 康修	他の会社の出身者													
高尾 広明	他の会社の出身者													
岡田　務	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 康修	○	―――	

			これまで培ってきたビジネス経験、経営経験を、当社監査体制の強化に活かしていただくためであります。また、常に経営全般に関する取締役の職務執行を監査する常勤の社外監査役であり、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、職務を適切に遂行できると判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
高尾 広明		―――	財務及び会計に関する知識とこれまで培ってきたビジネス経験を、当社監査体制の強化に活かしていただくためであります。同氏と当社の人的関係、資本的関係または取引関係他その他の利害関係はありません。
岡田　務		―――	財務及び会計に関する知識とこれまで培ってきたビジネス経験を、当社監査体制の強化に活かしていただくためであります。同氏と当社の人的関係、資本的関係または取引関係他その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的とし、取締役に対してストックオプションの付与を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）
(1)新株予約権の数　568個
(2)新株予約権の目的となる株式の種類および数　当社普通株式227,200株
(3)新株予約権の発行価額 無償
(4)新株予約権の行使価額 １個につき550円
(5)新株予約権の行使期間 平成24年６月26日から平成32年６月24日まで
(6)新株予約権の行使条件
a. 新株予約権者は、行使時においても当社の取締役、監査役、又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役を任期満了により退任、定年退職、その他正当な理由による退任、退職であるとして当社の取締役会がその権利行使を認めた場合はこの限りではありません。
b. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。
c. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）及び社外役員の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬枠の範囲において、会社業績、業績貢献度、世間水準等とのバランスを考慮し、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、コーポレート部が窓口となり、取締役会開催に際しての議案及び関連資料の配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役会設置会社であり、法令に定められている株主総会、取締役会及び監査役会を設置しています。

・取締役会
取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名が出席し、毎月1回の定例に加え、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、法令に定められた事項のほか、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定が行われております。

・監査役会
当社の監査役会は3名で構成され、内3名が社外監査役であり、監査役会は原則として月1回開催しております。常勤監査役は、会社の重要な会議等に出席し、また、各取締役や部長、課長等と定期的な打合せを設け、業務執行の状況について監査を行っております。

・内部監査
当社の業務遂行上の不正誤謬を未然防止し、経営の合理化に寄与することを目的とし、社長直轄の機関として独立した内部監査室 を設置しております。内部監査にあたっては毎期内部監査計画書を策定しており、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施し、当該監査結果については代表取締役社長宛に都度報告しております。

・会計監査人
会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しており、常に正確な経営情報を提供し、公正不偏な監査ができる環境を整備しております。また当社の会計監査業務を執行した公認会計士は毛利篤雄氏及び三木康弘氏であります。また、監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士4名その他7名であります。

・コンプライアンス・リスク委員会
当社は、原則として3ヵ月に1回、様々なリスクを未然に防止することを目的に、常勤役員、内部監査室長、管理部門で構成されるコンプライアンス・リスク委員会を開催しております。また当該委員会では、適宜、顧問弁護士等の専門家との連携によりリスクの未然防止に努めております。あわせて社内説明会等で、コンプライアンスの考え方や法令遵守等、高い倫理観とコンプライアンス精神の浸透のための社員教育を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成されております。
当社の監査役会は3名で構成され、内3名が社外監査役であります。社外取締役3名及び社外監査役3名は、専門知識、IT業界での経験、経営経験など幅広い知見と経験を持ち、当社の取締役会に参加し、業務執行に関する意思決定について協議し、監督又は監査を行っております。
これらにより、業務の適正性が確保されていると考えているため、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日程については、極力集中日を避けること、駅の近くなどアクセスの良い会場を選択することを目指してまいります。
その他	当社ホームページに、招集通知及び参考書類等を掲載してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	URL はhttp://ekitan.co.jp/ir/policy.htmlで、当社のIRポリシーについて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回の頻度で定期的(5 月、11 月)に開催し、社長と担当役員が決算内容、業績の見通し、今後の事業展開、業界動向等について説明する方針です。対象としては機関投資家、アナリストなどを想定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL はhttp://ekitan.co.jp/ir/で、決算短信、適時開示資料及びその他開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等の資料を掲載する方針です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:コーポレート部 担当役員:秦野元秀	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることが事業拡大の最大の要因であると考え、事業活動を展開しております。著しく変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図っております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
その他	コンプライアンス、リスク管理への対策を講じ、積極的な開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システムについての基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが企業価値の持続的な増大に不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化に努めております。迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視するとともに、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築し、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ってまいります。また、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、ステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく所存であります。

○内部統制システムの整備状況

当社では、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、以下のような体制の確立・推進を進めております。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役および監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努める。代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレート部を窓口として定め、適切に対応する。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存体制）

取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令および「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存および管理する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよびシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役および監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はコーポレート部が行うものとする。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

d. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。取締役は社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性および効率性を確保する。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。監査役および内部監査室は、取締役および使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

f. 監査役会の職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性を確保するための体制（監査役サポート体制）

監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。

g. 監査役への報告体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（実効的監査執行体制）

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとする。取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。監査役がその職務の執行に必要と認められる費用の請求をしたときは、当社は速やかに当該費用について処理をすることとする。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針および別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

○反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針としており、これを社内に周知し明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしております。

○反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社ではコーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。当社は顧問弁護士との連携のもと、全社員を対象とした研修会を開催し、弁護士の指導を受けております。まずはこれらにより、役職員の意識を高めるとともに、弁護士との連携を明確にいたしました。また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制をさらに強化してまいります。具体的な反社会的勢力排除のための体制整備状況としては、商談前に行う「取引事前調査（商業データベース等による財務、記事検索、web サイトチェック等）」と、契約書には暴力団排除条項を設け、万一契約締結後に相手先が反社会的勢力と関与している事実が発覚した場合の契約関係の解除を可能としております。また、既存取引先についても、一定の範囲を対象とし、半期毎を目処に「取引事前調査」と同様の手続きを行っております。

なお、当社では平成21 年2 月には『取引先事前調査ルール』を策定し、全社員に配布しております。当該マニュアルには上記の調査手続きを明文化しており、ルールに沿った手続きを徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

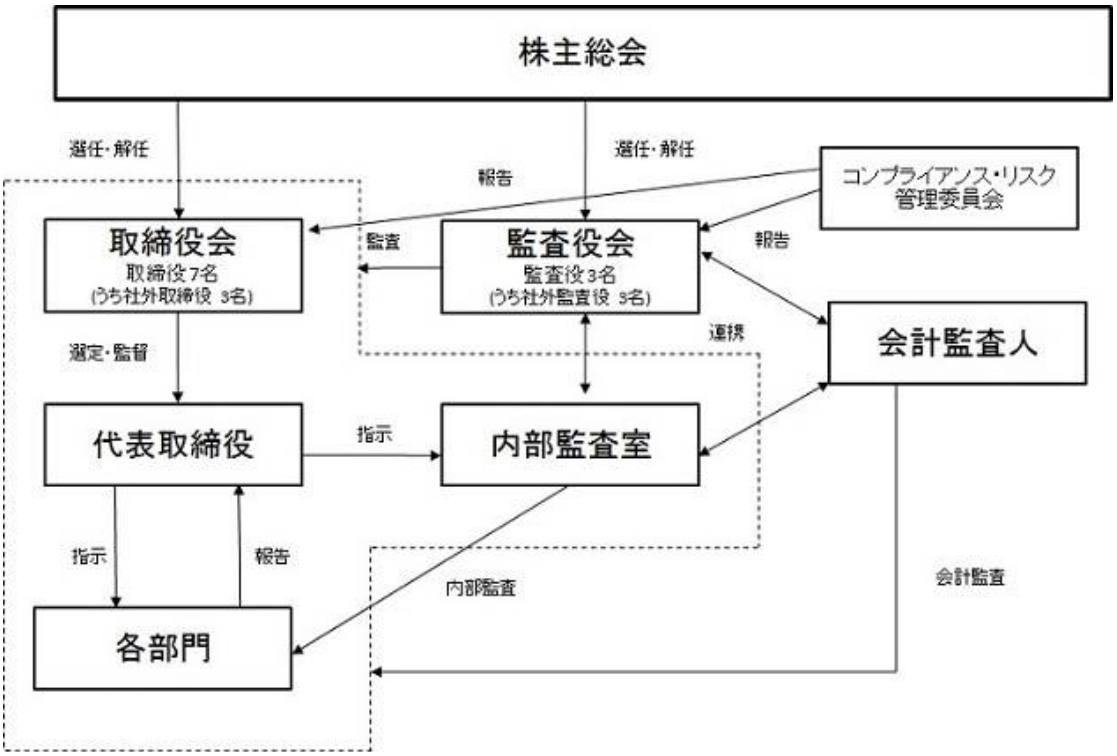

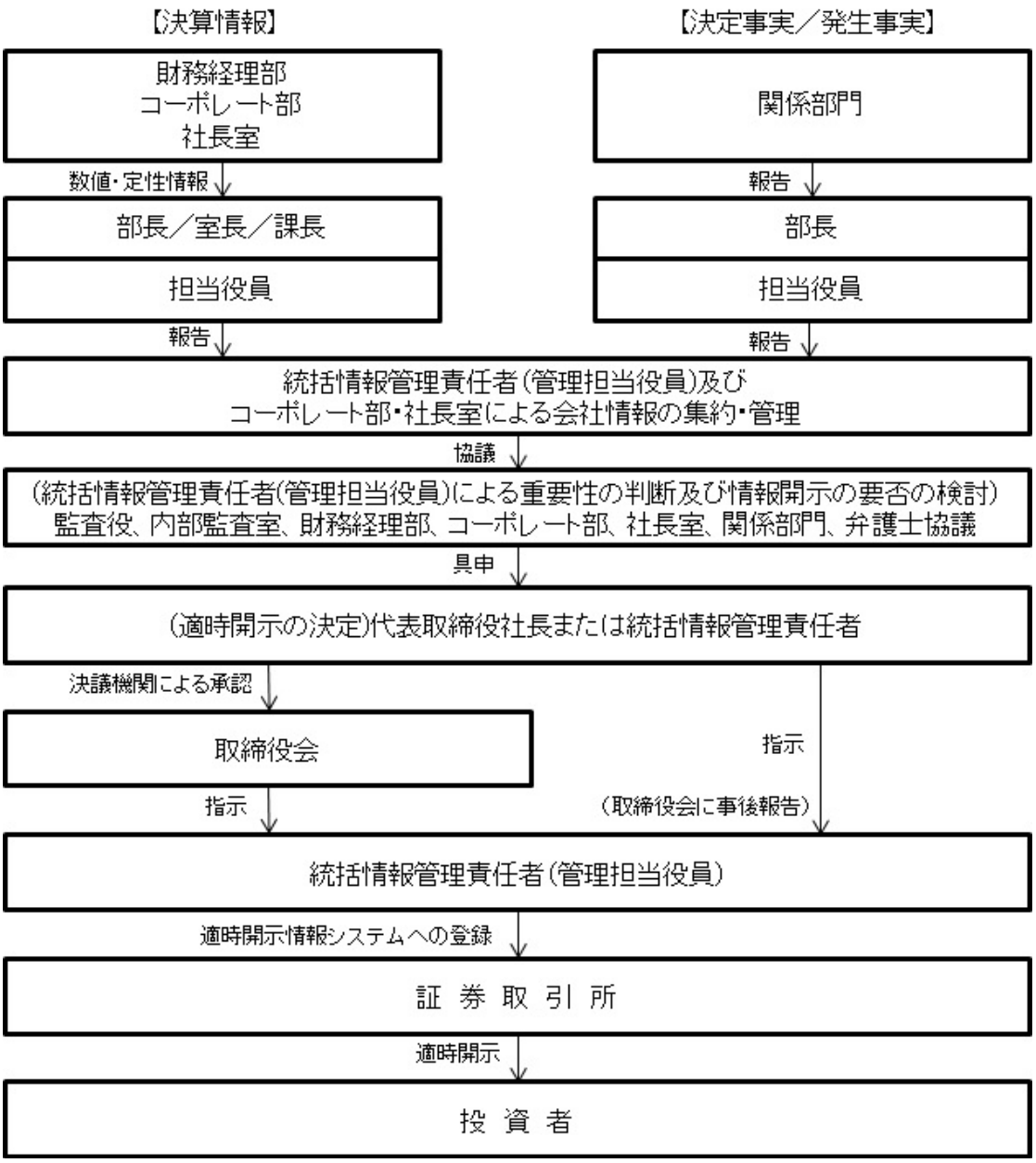
【決算情報】
【決定事実／発生事実】
財務経理部
コーポレート部
社長室
関係部門
数値・定性情報
報告
部長／室長／課長
部長
担当役員
担当役員
報告
報告
統括情報管理責任者（管理担当役員）及び
コーポレート部・社長室による会社情報の集約・管理
協議
（統括情報管理責任者(管理担当役員)による重要性の判断及び情報開示の要否の検討）
監査役、内部監査室、財務経理部、コーポレート部、社長室、関係部門、弁護士協議
具申
（適時開示の決定）代表取締役社長または統括情報管理責任者
決議機関による承認
取締役会
指示
指示
（取締役会に事後報告）
統括情報管理責任者（管理担当役員）
適時開示情報システムへの登録
証 券 取 引 所
適時開示
投 資 者